	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1	集、評価・選定(会計法 の適用を受ける場合) (10)	入札·契約制度、民間事業者の選定及び協定手続きについては「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(PFI関係省庁連絡会議幹事会申合せ、平成18年11月22日)が既に通知されている。今回の改定案では、の規定のみが改定対象となっていると思われるが、本申し合わせ内容を反映させ、(会計法の適用を受ける場合)として(10)全体の改定見直しが望ましいと思われる。これらが困難な場合は、注釈や参考資料として添付する等の形で、申合わせとガイドライン改定内容との整合性を図るのが適切と思われる。	
2	4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定 (審査 方法)(11) ウ	「審査委員会の審査の効率性や実効性を確保するため、提案内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと」(4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定(審査方法)(11) ウ)については、「審査委員会の審査の効率性や実効性を確保するため、応募者に求める提案様式に提案骨子をまとめた様式を追加する等の工夫を行うことも有用である。但し、その際には応募者の提案作成の負担や提案骨子部分の評価の扱い等に十分に配慮すること。」等の内容とすべきである。 理由 審査委員会の審査の効率性や実効性の確保は、本来、審査委員会の構成、アドバイザーの活用、十分な審査期間や適切な審査委員等への報酬の確保など、主に行政内部で解決すべき問題である。現状のPFIで指摘されているように、提案書作成には多大の費用と時間がかかっており、応募する民間事業者にとって大きな負担となっている。別途提案書の概要版を作成することはこの応募負担をさらにさらに増大させるものである。また、十分な審査期間や審査委員等への適切な報酬の確保がなされず、概要版の作成が通常化する場合、提案の理由(根拠等)やリスクへの対応詳細を記載した提案書本文自体の審査が疎かになされることが大いに懸念される。	御指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。(下線) 4 - 1(11) ウ 審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、提案の内容の要約版を応募者に提出させる等の工夫を行うこと。なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置づけを明確にすること。

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
	「審査委員会の審査の効率性や実効性を確保するため、応募者に求める提案様式に提案骨子をまとめた様式を追加する等の工夫を行うことも有用である。但し、その際には応募者の提案作成の負担に考慮すること。」とすべきである。	御指摘を踏まえ、以下を追記しました。(下線)
3 集、評価・選定 (審査 方法)(11) ウ	理由 審査委員会の審査の効率性や実効性の確保は、本来、審査委員会の構成、アドバイザーの活用を含む運用、十分な審査期間等により解決すべき問題である。また、提案書の概要版作成は現状でも過大な負担となっている応募負担をさらに増大させるものである。提案骨子や提案ポイントを提案様式として作成することについては一定の理解はできるが、提案書とは別途の概要版を作成することは時間、費用両面で応募者への過度の負担につながる。また、概要版の作成によって、提案書自体の審査が疎かになされることも懸念される。	4 - 1(11) ウ 審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、提案の内容の要約版を応募者に提出させる等の工夫を行うこと。なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置づけを明確にすること。
4 - 1 民間事業者の募 4 集、評価・選定 (審査	また、現状のアド事業の番直過程では、はこんとのケースで番直安員会によるヒアリングが実施されている。これは、審査委員が提案内容をより深く理解し、正当な評価を行うために非常に大きな役割を果たしているといえる。よって、実効性確保に関しては、全審査委員が提案の変を詳細に把握できるように、トアリングの時間を十分による第の対	御指摘を踏まえ、以下を追記しました。(下線) 4 - 1(11) ウ 審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、提案の内容の要約版を応募者に提出させる等の工夫を行うこと。なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置づけを明確にすること。 なお、「ヒアリングの時間を充分にとる等の対応を推奨すべき」とのご指摘につきましては、「カ 審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的余裕を持って審査できるよう配慮すること。」と記載しております。

	 士 坐 答 氏	,一致少常的。	
5	4 - 1 民間事業者の募 集、評価·選定 (審査 方法)(11) ウ	御意見 「審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため・・・」との記述について。 入札説明書の様式集ベースが事業者提案の全てであり、要約版での審査では事業者の本質的な提案内容が伝わるのか疑問です。効率性に寄与するとしても実効性(公平な評価、本当に欲しいものが得られるか等)に寄与するものなのか再考する必要があります。要約版のメリットに期待するのであれば、その位置づけとして、例えば、専門外の審査員が全体を把握するためのもの等、明確にすべきと考えます。評価に必要と思われる様式への記述内容、枚数は評価項目に準拠すべきと考えられ、枚数制限無しのような提案は、事業者の応札への負担、審査員が読み込む時間を鑑みても非効率と思います。	
	4 - 1 民間事業者の募 集、評価·選定 (審査 方法)(11) オ	本ガイドラインにおいて「審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行う等(以下略)・・・」と詳細に記述することは、より良い審査を促進するうえで意義のあることだと思う。ただ、このとき、専門家が1名の場合には、その委員の意見にのみ評価が委ねられ、多角的な視点による論議や評価がなされず、さらには客観性にも影響が生じる懸念がある。よって、当該ガイドライン4 - 1(11) エにも「・・・各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。」と記述があるように、本項の専門分野についても、「複数の」委員を選定し、審査を行うことを明記していただきたい。	御指摘の点については、審査事項の分野、事業の規模等により必ず しも複数の委員を選定すべきかどうかは一概には言えないとのPFI推 進委員会総合部会の議論を踏まえております。

^{*}なお、御指摘を踏まえて事務局案に反映させた御意見については、網掛けをしております。